

外国人患者の医療渡航促進に向けた 経済産業省の取組について

平成30年11月30日

商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課
国際展開推進室

1. 医療インバウンドについて

2. 政府全体及び経済産業省の取組方針

3. 外国人患者の受入促進に向けた取組

4. 医療インバウンド取り組みに関する 自治体アンケート結果

5. 外国人患者の医療渡航促進に向けた医療 コーディネーター事業者のあり方等に関する研究会

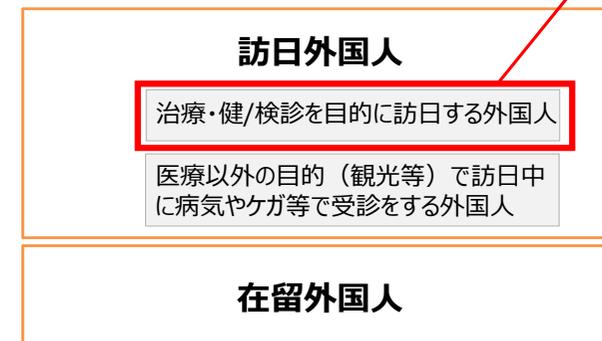
医療インバウンドの促進に向けた考え方

- ① 海外からの訪日者は増加しており、その中には少なからず世界に冠たる日本の高度な医療を求めている方がいる。これらの患者に対し、高度な医療を提供することは、国際貢献に資する。
- ② 地域医療における医療提供の確保を前提に、こうした医療渡航者を受け入れることは、日本の医療機関にとっても医療資源の稼働率を向上させ、より高度な医療機器・サービスを導入する契機となり得る。
また、医療渡航者による日本の医療の体験は、海外に日本の医療を展開するアウトバウンドの取組にも資する。
- ③ その結果、我が国の患者に、将来にわたり高度な医療サービスを提供することに資する。

医療インバウンドについて

- 医療インバウンド（医療渡航）とは、日本の医療機関による外国人患者の受け入れの中でも、日本の医療機関での受診を目的に渡航する外国人患者を受け入れることをいう。
 - 日本の高度な医療を提供することによって、国際貢献につなげることが目的の一つ（※）。
- ※ 経産省の実施する事業においては、美容整形や審美歯科等を目的とした外国人患者受入は対象としていない。

医療機関における外国人患者受け入れの概念整理 **医療インバウンド（医療渡航）**



1. 医療分野における国外・国内の現状

2. 政府全体及び経済産業省の取組方針

3. 外国人患者の受入促進に向けた取組

4. 医療インバウンド取り組みに関する自治体アンケート結果

5. 外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネーター事業者のあり方等に関する研究会

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）（抄）

○医療の国際展開：一般社団法人メディカル・エクセレンス・ジャパン（MEJ）を活用し、官民一体となって、日本の医療技術・サービスの国際展開を推進する。新興国を中心に日本の医療拠点について2020年までに10か所程度創設し、2030年までに5兆円の市場獲得を目指す。（略）

「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）（抜粋）

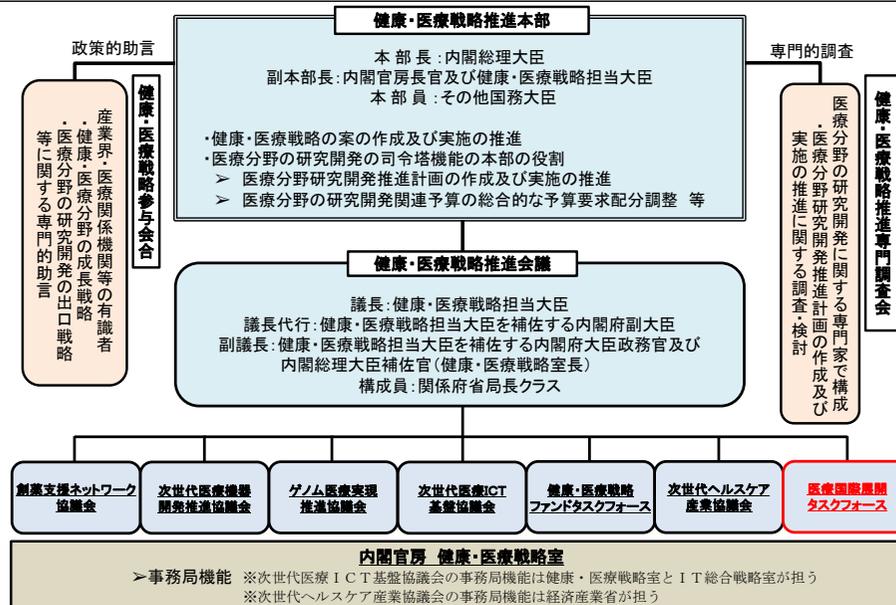
○アウトバウンドの促進：現地医療機関（日本の医療拠点）の設立支援や、各国での人材育成・制度整備とパッケージ化した効果的な医療・介護サービスや医療機器・医薬品等の販路開拓・案件組成支援…等の取組を行う。
○インバウンドの推進：海外での認知度向上を図りながら、円滑な渡航や受診を支援するコーディネーターの質の向上や、現地受入拠点の整備等、引き続き必要な環境整備を進める。

「未来投資戦略」（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

○アウトバウンドの促進：「アジア健康構想に向けた基本方針」（H28年7月29日健康・医療戦略戦略推進本部決定）の下、医療・介護（自立支援・重度化防止等）、予防、健康等に関連するヘルスケア産業等の海外展開、海外の人材育成…を支援する。
○MEJやJETRO等を中核とした医療国際展開を推進する。
○インバウンドの推進：我が国の医療の持続的な高度化に貢献するものとなるよう日本の医療機関の外国人への対応能力の向上を図る観点を含め、ジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ（JIH）等による渡航受診者…受入能力向上を推進する。

健康・医療戦略推進本部と医療国際展開タスクフォース

○健康・医療戦略推進本部（本部長・内閣総理大臣）の下に「医療国際展開タスクフォース」を設置し、政府一体となって「医療の国際展開」を推進。



1. 医療分野における国外・国内の現状

2. 政府全体及び経済産業省の取組方針

3. 外国人患者の受入促進に向けた取組

4. 医療インバウンド取り組みに関する自治体アンケート結果

5. 外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネーター事業者のあり方等に関する研究会

インバウンド推進に向けた経済産業省のこれまでの主な取組

- 外国人患者受入に必要な業務体制、リスク対策、価格設定等について説明した参考書を作成し、冊子及び経産省ホームページでの掲載を通じて広く配布・提供。

PART 1 外国人患者受入業務

- 第1章 受入体制の整備
- 第2章 治療の環境整備
- 第3章 入院生活の環境整備
- 第4章 治療終了時の対応

来日前の受入判断から帰国後のフォローアップに渡り、必要な業務や役割分担を紹介。

クレームや未収金に対する予防と対応について、**トラブル事例を交えながら紹介**。

PART 2 リスクの回避

- 第5章 紛争対策 ～予防と対応～

外国人患者／日本人患者に対する**価格の考え方の違いや、価格設定のケーススタディ**を掲載。

PART 3 価格の検討

- 第6章 価格設定

PART 4 資料・書式フォーマット集

- 治療支払いに関する合意書（英語）
- メール定型文集（英語／中国語）

外国人患者、主治医、紹介者に対する、**受入検討や受入可否連絡のメール文例**等を掲載。

身元保証機関及び医療通訳教育機関のリストを掲載

経済産業省の下記ホームページに掲載
http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/inbound.html

メール定型文掲載例



医療渡航支援企業（コーディネーター事業者）の活用方法を紹介

医療渡航関連の展示会への出展

- MEJフォーラム会員、MEJ会員企業を中心に、海外の医療渡航関連の展示会に“オールジャパン”のブースを展示し、日本の医療の認知度向上に向けたプロモーションを実施。
- 日本の医療機関によるミニセミナーや医療コーディネーター事業者による渡航サービスの紹介、現地のコーディネーターや旅行業関係者との商談、一般来場者との相談などを実施。

ベトナム・ホーチミン（2017年9月7日～9日）

International Travel Expo Ho Chi Minh City 2017

- ・医療観光を含む幅広い観光をテーマとした博覧会。3日間で約27,000名が来場。
- ・MEJの他に医療渡航をプロモーションしている団体は、韓国大邱広域市、マレーシアペナン州、Vietnam Japan Medical Corporation、IMSグループベトナム法人などが出展した。



出展参加・協力団体

- | | |
|-------------|-------------------|
| 【医療機関】 | 【医療コーディネーター事業者】 |
| ・ がん研究会有明病院 | ・ JTB/JMHC |
| ・ 聖路加国際病院 | ・ メディカルツーリズム・ジャパン |

中国(上海)国際医療旅遊展覧会（2018年5月18日～20日）

- ・3日間で約15,489名が来場（海外5,157人，58ヶ国・地域）。
- ・ブース展示以外に、開幕式やフォーラム会場での講演及びラウンドテーブルにも参加し、日本の医療技術・サービスの紹介と患者受入れ体制を政府、業界関係者、来場者などにアピールした。



出展参加・協力団体

- | | |
|---------------|--------------------|
| 【医療機関】 | 【医療コーディネーター事業者】 |
| ・ 相澤病院 | ・ JTB/JMHC |
| ・ 聖路加国際病院 | ・ 日本エマージェンシーアシスタンス |
| ・ 津山中央病院 | ・ メディカルツーリズム・ジャパン |
| ・ メディボリス医学研究所 | ・ メディネットインターナショナル |
| ・ 米盛病院 | ・ Medi hub |

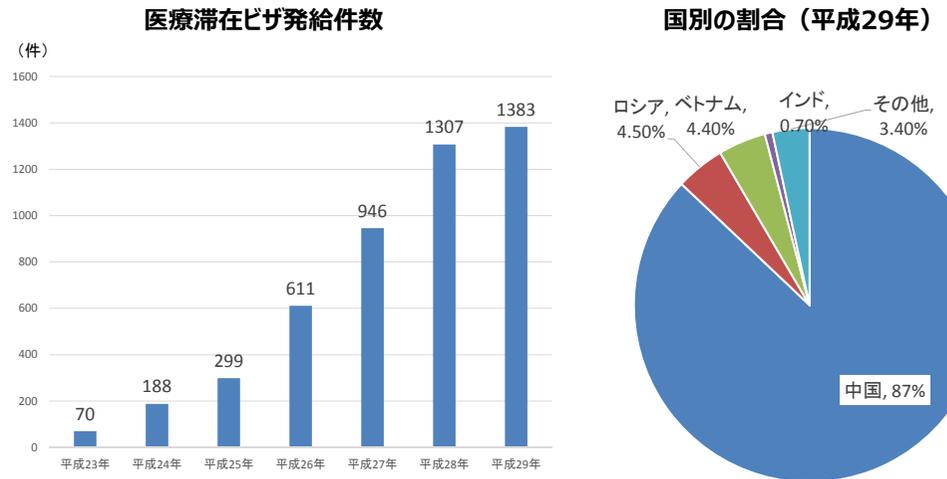
医療滞在ビザ制度

- 政府は、日本での受診を目的とした外国人患者及び同伴者に対する医療滞在ビザ制度を平成23年に創設。
- 外国人患者等の身元保証を行う事業者（身元保証機関）について、経済産業省が審査・登録。
 ※旅行会社は観光庁で登録

	医療滞在ビザ	短期滞在ビザ
発給対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者及び同伴者。 ● 登録された身元保証機関による身元保証を受けることが必要。 ● 高度医療から人間ドック、歯科治療等を含む幅広い分野が対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光、商用、知人・親族訪問等90日以内の滞在中報酬を得る活動をしない者。
滞在期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 最大6ヶ月。（外国人患者の病態等を踏まえて決定。） ● ただし滞在予定が90日を超える場合は入院が前提。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 最大90日。
数次ビザの有無	<ul style="list-style-type: none"> ● 数次ビザが可能。 ● 数次ビザを申請する場合は医師による治療予定表の提出が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 商用目的・文化人の場合のみ可能。 ● 双方とも社会的地位が高い外国人に限定される。
有効期限	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じ3年まで。（病状を踏まえて決定される。） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3ヶ月。

医療滞在ビザの発給件数

- 医療滞在ビザの発給件数は年々増加しており、平成29年には1383件。
- ビザ発給の約9割が中国。次いでロシア、ベトナムの順。



出所：外務省

インバウンド・ワーキンググループによるガイドライン公表

- 医療渡航支援企業認証等ガイドラインを平成27年6月に公表。

①医療渡航支援企業

(インバウンドを一気通貫で責任を持ってコーディネートする企業)の認証基準(主な項目)

- 経済産業省または観光庁において登録した医療滞在ビザ身元保証機関であること。
- 医療渡航支援に必要な移動や宿泊等の手配を適切に行うことができるよう、旅行業登録(第1種、第2種、又は第3種)がされていること。
- 海外在住の外国人の治療行為に関する国内医療機関への受入業務の実績が、直近2年間の平均で年間150名以上(うち治療目的が120名以上)であること(医療滞在ビザ以外での訪日でも良い)。
- 受入医療機関リストに掲載された複数の医療機関より推薦されること。等

②Japan International Hospitals のリスト化 ※

- 医療機関として渡航受診者を受け入れる組織的な意欲があり、インバウンドを担当する部署が設置され、担当者が定められている。
- 標準的な医療、先進医療、健診及び検診を中心に提供する。それ以外の医療を提供する場合には、倫理審査委員会等にその内容を諮り、渡航受診者に対するインフォームドコンセントを十分に行う。
- 医療渡航支援企業の在り方に関してPDCAを行うため、認証医療渡航支援企業を通じた渡航受診者の受入に協力する。
- 認証組織や医療国際展開タスクフォース/インバウンド・ワーキンググループと、認証医療渡航支援企業の在り方をはじめ、本ガイドラインに関する情報交換、調査等に可能な限り協力する。
- 受入医療機関は、リストから外れるための申し出が可能で、また、認証組織も適切な協力を得ることが困難になった医療機関等をリストから外すことが出来るが、事前に必要な意見交換等を行う。

※ リスト上の医療機関の特徴のある医療サービスが、日本全体をカバーする一つの病院のイメージ

12

1. 医療分野における国外・国内の現状

2. 政府全体及び経済産業省の取組方針

3. 外国人患者の受入促進に向けた取組

4. 医療インバウンド取組みに関する自治体アンケート結果

5. 外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネーター事業者のあり方等に関する研究会

13

医療インバウンドの取組みに関する都道府県アンケート調査

調査の概要

調査の目的

- 都道府県における医療インバウンドの促進に向けた取組みの有無、内容、課題等の把握

調査対象

- 47都道府県(39件回収)
- 「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」の事務局、または観光振興担当部局に調査票を送付(関連部局と連携の上での回答を依頼)

調査方法・期間

- アンケート調査票の郵送による調査
- 2018年6月～7月に実施

主な調査項目

- 医療インバウンドの促進に向けた取組みの有無、概要等
- 関連部局や地元医師会・病院団体等との連携状況
- 取組まない、又は取組む予定がない場合、その理由
- 国への意見・要望

14

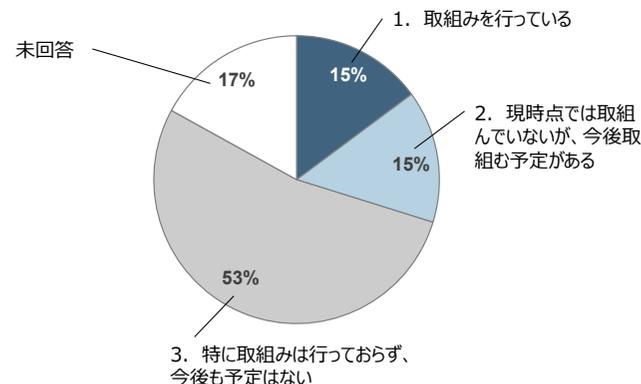
医療インバウンドの取組みに関する都道府県アンケート調査

医療インバウンド促進に向けた取組みの有無

- 医療インバウンドの促進に向けた取組みを行っている都道府県は全体の15%(7自治体)。
- 全都道府県のうち約半数は、現在および今後も取組まないと回答している。
- JIHがある地域(21自治体)でも、回答の傾向は変わらない。

医療インバウンド促進に向けた取組みの有無、今後の意向

(N=47)



15

医療インバウンドの取組みに関する都道府県アンケート調査

主な取組み内容

- ・ 主な取組み内容は、情報発信、都道府県内の医療機関への支援、協議会等の組成、の3点に大別される。
- ・ 予算計上して取組んでいる都道府県は、3自治体となっている。

医療インバウンドの促進に向けた主な取組み内容 注)

情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ医療機関情報の海外への発信、プロモーション ・ 海外からの旅行会社招請時に、観光とあわせて医療機関への視察を実施
都道府県内の医療機関への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関に対する説明会・セミナー等の実施 ・ 受入れ医療機関に対する研修の実施（医療通訳や院内コーディネーターの養成等）
協議会等の組成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の関連部局、受入れ医療機関、医師会、医療コーディネート事業者等の関係者による連絡会・検討会・協議会等の組成・開催

注) アンケート回答結果より整理

医療インバウンドの取組みに関する都道府県アンケート調査

事例：愛知県における取組み（2017年度）

- ・ 愛知県は、推進協議会を中心に検討を進めることに加え、下記の事業に取組んでいる。

主な取組み	対象者、参加者	概要
あいち医療ツーリズム推進協議会	愛知県庁、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、医療機関など（約20名）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全3回実施（初回は2016年度実施） ・ 健康福祉部 保健医療局 医務課が事務局を担当
愛知の医療ツーリズム推進シンポジウム	医療機関の関係者等（約100名）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演、事例報告、パネルディスカッションを実施 ・ 県内事例は、藤田保健衛生大学、医療法人偕行会の2機関
国際医療コーディネーター育成研修	医療機関の職員（約30名）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義、グループ演習（ビザ、医療通訳、文化の違い、未収金発生防止等）、事例検討（医療渡航支援企業、遠隔通訳プログラム）を実施
医療機関向けアンケート調査	県内の全病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人患者の受入^{注)}の有無、人数、体制整備状況等を調査

注) 県内医療機関で受診することを目的に訪日した外国人患者に「健診・検診」や「治療」を実施すること定義。観光や仕事を目的とした訪日外国人や在留外国人への診療を除く。出所「あいち医療ツーリズム推進協議会」公開資料より作成

医療インバウンドの取組みに関する都道府県アンケート調査

今後の予定

- ・ 取組み事例の調査・共有に関する要望等を踏まえ、自治体や医療機関における事例を調査中。
- ・ 調査結果については、報告書に取りまとめて公表し、共有していく予定。

取り組まない、又は取り組む予定がない理由（抜粋）

- ・ 医療インバウンドのニーズを把握していない
- ・ 医療インバウンドの取組を推進する体制（受入れ医療機関等）が現時点では十分に整っていない
- ・ 医療機関の人手不足や外国語対応等、解決すべき課題が多い

国への意見・要望（抜粋）

- ・ 今後の検討について、参考となる事例の提供
- ・ 医療インバウンドの先行事例、成功事例の情報提供

自治体や医療機関における取組み事例を調査中。今後共有していく予定

1. 医療分野における国外・国内の現状

2. 政府全体及び経済産業省の取組方針 自治体アンケート

3. 外国人患者の受入促進に向けた取組

4. 医療インバウンド取組みに関する 自治体アンケート結果

5. 外国人患者の医療渡航促進に向けた医療 コーディネート事業者のあり方等に関する研究会

研究会設置に至った課題認識

- 医療インバウンドの促進にあたり、国内医療機関や国内/海外コーディネーター事業者へのヒアリング調査等から特定された3つの課題認識に基づき、研究会を設置した。

課題	1 現状の実態把握	2 コーディネーター事業者の質と量向上	3 プロモーションの強化
概要/現状	日本へ医療渡航する外国人患者の実態把握が不十分	適切な医療渡航支援に当たり、医療の専門知識は必要か	日本の医療水準やインバウンド医療で治療が受けられることに関する認知度が低い
現場の声	“外国人患者の医療渡航に関するデータがないため、どの国からどれ程の患者が渡航しており、どの疾患のどの治療にニーズがあるのか分からないため、対応策を十分に検討できない”	“医療の専門知識がなければ、メディカルデータや画像診断の結果を適切に事前取得することが出来ず、入国後に再検査をしたり、最悪の場合は治療が出来ない末期の癌患者が来日することにつながるのではないかと”	“外国の患者や医療関係者において、日本の医療機関の医療水準に関する認知度が低く、情報ソースも限られているため、そもそも医療渡航の検討対象国に上がらないことが多い”

経済産業省のホームページに掲載
 第1回 http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/iryuu_coordinate/001_haifu.html
 第2回 http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/iryuu_coordinate/002_haifu.html
 第3回 http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/iryuu_coordinate/003_haifu.html
 とりまとめ <http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/20180330006.html>

課題1 Japan International Hospitals(JIH)における外国人患者受入れの実態

【問題意識】

日本へ医療渡航する外国人患者の実態把握が不十分。

- 外国人患者の医療渡航に関するデータがないため、どの国からどれ程の患者が渡航しており、どの疾患のどの治療にニーズがあるのか分からないため、対応策を十分に検討できない。

【方向性】

- 推奨/認証組織であるMEJ(Medical Excellence JAPAN)への定期的な報告制度などを通じて、JIH・認証渡航支援企業(AMTAC)による外国人患者の医療渡航受入状況を定期的に把握する仕組みを構築する。
 - 医療渡航受診者数を明確に把握できる仕組みを整備する。
 - 各医療機関が患者の情報を適切に取得するための方策をMEJが検討する。
- MEJがJIHやAMTAC等からの事例の収集分析を行い、JIH・AMTACへの研修等を実施。
 - JIHやAMTAC等からトラブル事例の報告の仕組みを構築。
 - 報告の内容を受け、継続的な質改善のためにMEJがJIHやAMTACに対し研修等を行う。

(出典) 平成29年度 医療技術・サービス拠点化促進事業
 「外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネーター事業者のあり方等に関する研究会」とりまとめ資料

課題2 コーディネーター事業者の質と量の向上

【問題意識】

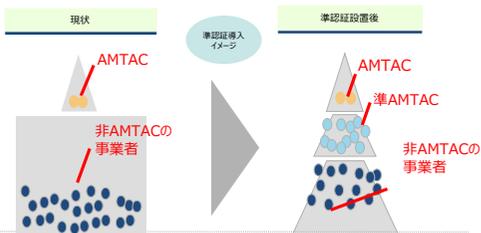
適切な医療渡航支援に当たり、どの程度の医療の専門知識が必要か。

- 現状、AMTACは2社にとどまる。
- メディカルデータや画像診断の結果を適切に事前取得し、入国後の再検査や、治療が出来ない末期の患者の来日を避けるために、コーディネーター事業者にどの程度の医療知識が求められるのか。

【準認証の創設】

① 準認証の基本的な考え方

正式認証に引き上げるための暫定的な措置とし、**3年以内**にAMTAC正式認証を取得しない場合は失効（毎年更新する）



② 準認証の要件

サービスの質の担保に影響を及ぼさない3つの要件のみ緩和を検討

項目	AMTAC認証基準	準認証基準（案）
身元保証機関	変更なし	変更なし
旅行業登録	旅行業登録（第1種、第2種、又は第3種）	旅行業登録を必ずしも要件としない。但し、旅行業法を遵守することは必要
受入実績	直近2年間平均で年間150名（うち治療目的が120名）以上	年間50名（但し3年以内にAMTAC認証を満了する計画がある）
医療機関からの推薦	複数のJIHからの推薦	1施設以上のJIHからの推薦
プライバシーマーク	変更なし	変更なし
顧問医	※変更なし	※変更なし
渡航受診者への説明	変更なし	変更なし
事業計画	変更なし	変更なし
受入支援業務把握	変更なし	変更なし

※現状のAMTACの実態を踏まえれば認証基準として顧問医との連携を求めることが適当（受診者からの相談に備えた顧問契約等）

課題3 有効なプロモーションのあり方

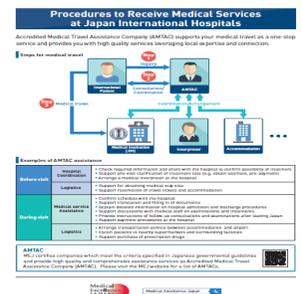
【問題意識】

日本の医療水準やインバウンド医療で治療が受けられることに関する認知度が低い。

- 外国の患者や医療関係者間で、一定の日本の医療機関が医療渡航患者を受入れていることや、その医療水準に関する認知度が低く、情報ソースも限られているため、そもそも医療渡航の検討対象国に上がらないことが多い。

【方向性】

- 今年度作成した**プロモーションビデオとパンフレット**を今後展示会等で活用し、地方の医療機関を含めた日本の医療インバウンドの認知度を向上する。



(出典) 平成29年度 医療技術・サービス拠点化促進事業
 「外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネーター事業者のあり方等に関する研究会」とりまとめ資料

開催概要

平成29年度 下記日程で3回開催。

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 第1回 10月30日 | ・医療機関から見た現状と課題
・有効なプロモーションのあり方 |
| 第2回 12月21日 | ・医療機関/コーディネーター事業者から見た現状と課題 |
| 第3回 2月19日 | ・JIHにおける外国人患者受入れの実態
・本研究会のとりまとめ |

研究会委員

座長	株式会社日本病院共済会 (一般社団法人日本病院会)	代表取締役 (名誉会長)	堺 常雄
医療団体	公益社団法人日本医師会	副会長	今村 聡
	一般社団法人日本病院会 (埼玉医科大学国際医療センター)	(院長)	小山 勇
	一般社団法人Medical Excellence JAPAN (MEJ)	理事	相川 直樹
医療機関	一般社団法人国際臨床医学会 (大阪大学医学部附属病院)	理事長 (教授)	澤 芳樹
	亀田総合病院	中国事業統括室 室長	呉 海松
	東京高輪病院	国際部 副看護師長	横山 みどり
AMTAC	株式会社JTB	ヘルスツーリズム研究所 所長	高橋 伸佳
	日本エマーゼンシーアシスタンス株式会社	国際医療第一部 部長	麻田 万奈

〈オブザーバー〉
内閣官房 健康・医療戦略室、法務省 入国管理局、外務省 領事局 外国人課、厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室、観光庁 観光資源課
(出典)平成29年度 医療技術・サービス拠点化促進事業
「外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネーター事業者のあり方等に関する研究会」とりまとめ資料 24

参考

国際ヘルスケア拠点構築促進事業 平成30年度予算額 5.7 億円 (新規)

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課
03-3501-1790

事業の内容

事業目的・概要

- 政府の方針として、未来投資戦略では、「国民の健康寿命の延伸」に向けて、医療・介護サービス・機器等の国際展開の推進を掲げています。
- 経済産業省では、関係省庁や一般社団法人メディカル・エクセレンス・ジャパン (MEJ) など連携し、ヘルスケア (医療・介護・健康を指す) に関する技術・サービス及び製品を一体とした戦略的な国際展開等を推進するとともに、日本への医療渡航等に関する海外向けPRを行います。具体的には、以下の事業を実施します。

① 海外における医療・介護拠点の構築や、医療機器のトレーニングセンター・メンテナンス拠点の構築等に向けた実証調査
② 新興国の医療関係者や政府関係者との人的ネットワークの構築・深化
③ 海外における日本への医療渡航等のPR等

● これらを通じて、新興国市場において、日本の優れたヘルスケアに関わる技術・サービス及び製品を発信し、我が国のヘルスケア産業の競争力強化を図ります。

成果目標

- 平成30年度から平成32年度までの3年間の事業であり、本予算事業により平成32年度までに海外における日本のヘルスケア拠点を新規に5カ所構築し、海外の市場を獲得することを目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

国 → 委託 → 民間企業等
補助 → MEJ → 補助 (2/3) ※大企業の場合は1/2

事業イメージ

① 国際ヘルスケア拠点の構築に向けた実証調査 (個別案件支援)

日本の拠点構築までの過程

基礎調査 → 現地の事業環境・制度調査 → 拠点化準備 (1/2 or 2/3 補助) → 拠点化 → 海外市場の獲得

拠点化準備 (1/2 or 2/3 補助) → 実証調査 (FS) → 資金調達支援 → INCJ (産業革新機構)・JBIC (国際協力銀行)・JICA (国際協力機構)・クールジャパン機構等による出・融資等

海外市場の獲得 → ロシア (ウラソフ) 日本製CT/MRIを導入した高度画像診断センター → インドネシア (ジャカルタ) 内視鏡トレーニングセンター → カンボジア (フノンペン) 救急救命センター

② アウトバウンドの促進

- ・新興国等への官民ミッションの派遣、現地政府関係者等の招聘
- ・ヘルスケア拠点構築にかかる各国の事業環境の調査等

③ インバウンドの促進

- ・海外における、日本への医療渡航のプロモーション
- ・コーディネーター事業者の能力向上 (セミナーの開催) 等

外国人患者受入に関する環境整備 (厚生労働省の取組み)

現状の課題	外国人患者受入れのための環境整備が不可欠 ・在留外国人数: 約256万人 (平成29年12月末現在) ・訪日外国人数: 年間2,869万人 (平成29年)
目標	2020年までに、外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を、100箇所まで整備予定する目標を前倒し、本年度中*の達成を目指す。これらの基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入環境の更なる充実を目指す。(未来投資戦略2017 (2017年6月閣議決定)) *2017年度中のこと 特に外国人観光客については、訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループの議論を踏まえ、観光客自身の適切な費用負担を前提に、旅行中に病気がけがをした場合でも、不安を感じることなく適切な医療を受けられる環境整備を行う。また、在留外国人にも共通する点は同様の取組を行う。(未来投資戦略2018 (2018年6月閣議決定))

医療機関の整備

A 医療機関

拠点的医療機関の設置¹⁾

- ・医療通訳者・外国人向け医療コーディネーターが配置された拠点病院を整備
- ・周辺医療機関との連携体制を構築

外国人患者受入医療機関認証制度 (JMIP)

- ・日本医療教育財団による認証制度

医療機関の院内体制整備支援²⁾

- ・院内案内表示の多言語化
- ・院内資料 (問診票等) の多言語化等

医療機関の施設整備支援³⁾

- ・外国人のニーズに対応したスペース (祈祷室)、ハラル食対応キッチン等の大規模改修

外国人患者受入れ体制が整備された医療機関 (2018年11月現在112施設)

B 言語対応

医療通訳のシステム構築

- ・医療通訳育成カリキュラム・テキストを作成し公開⁴⁾
- ・医療通訳者の養成支援⁵⁾
- ・医療通訳の認定制度の研究⁶⁾

多言語資料の作成⁷⁾

- ・5ヶ国語 (英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語) で作成し、厚労省のウェブサイトで公開

地域の受入体制強化

C 都道府県単位でのモデル構築の支援⁸⁾

- ・行政・医療機関・観光業界間で連携するために、都道府県単位で①多分野の関係者による議論の場の設置
- ②地域固有の実情把握
- ③情報発信等を行う

医療の質確保のための情報発信

- ・医療機関・自治体向けのマニュアル作成¹⁰⁾
- ・ワークショップ・セミナー等の開催¹¹⁾
- ・実態調査の実施¹²⁾

「訪日外国人旅行者受入可能な医療機関リスト」への協力

- ・観光庁と連名で、都道府県宛に通知

電話通訳の団体契約の利用促進⁹⁾

- ① 電話通訳の特徴を活用
- ② 1いつでも利用可能
- ③ 地域を限定しない
- ④ 希少言語へ対応可能
- ⑤ 団体契約とすることで医療機関を「面でカバー」することが可能
- ⑥ 通信技術を用いた通訳端末も活用

1. 外国人患者受入環境整備推進事業 (医療通訳者・コーディネーターの配備による拠点病院構築 (H26~))、2. 医療機関における外国人患者受入環境整備事業 (H28, H28補正)、3. 医療機関における外国人患者受入環境整備事業 (H28補正)、4. 医療機関における外国人患者受入環境整備事業 (H25, H28補正)、5. 医療通訳養成支援 (補助) 事業 (H29)、6. 医療通訳の認定の在り方に関する研究 (H28)、医療通訳認定の実用化に関する研究 (H29~H31)、7. 医療機関における外国人患者受入環境整備事業 (H25, H28補正)、8. 地域における外国人患者受入体制のモデル構築事業 (H30)、9. 団体契約を介した電話通訳の利用促進事業 (H30)、10. 外国人患者の受入環境整備に関する研究 (H30~)、11. 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業 (H25~)、12. 訪日外国人に対する医療に係る医療機関調査 (H30年9月開始)

医療機関における外国人患者受入環境整備事業 平成30年度予算 (案) 額136,692千円 (134,191千円)

- 我が国の在留外国人は約247万人¹⁾ (平成29年6月末現在)、訪日外国人は2,869万人²⁾ (平成29年) と増加傾向。
 - こうした中、在留・訪日外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、国内の医療機関における、外国人患者受入のための環境整備が不可欠。
 - 「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を100か所整備する目標は前倒して達成されたので、今後は、これらの基幹となる医療機関に加えて、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、外国人患者の受入環境の更なる充実を目指す。
- (参考) 関係閣議決定等
- 経済財政運営と改革の基本方針2017 (平成29年6月9日 閣議決定)
 - 未来投資戦略2017 (平成29年6月9日 閣議決定)
 - 観光立国推進関係会議 (平成29年5月30日 観光立国推進関係会議 (主宰: 内閣総理大臣) 決定) 等

① 地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業 (新規)

モデル都道府県を5程度選定

- 背景: 地域毎に異なる問題が生じており、地域固有の事情を勘案した上での対応が必要
- 事業概要: 都道府県において、①多分野の関係者による議論の場の設置、②地域固有の実情の把握、③情報発信等を行い、地域特性に応じたモデルを構築

② 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業 (新規)

電話医療通訳の団体契約を行う事業者を5程度選定

電話医療通訳の団体契約を行う事業者を5程度選定

- 背景: 電話による医療通訳は、利便性が高いものの、医療機関における認知度はまだ十分でない
- 事業概要: とりまとめ団体³⁾と電話通訳事業者との間で、一括して通訳の利用に係る契約を行い (団体契約)、傘下の医療機関が電話通訳を利用できるようにする

③ 医療通訳・外国人向け医療コーディネーターの配置事業

モデル医療機関 (拠点病院) を10~箇所選定

- 背景: 地域における外国人患者受入の拠点となる医療機関 (拠点病院) を整備する必要
- 事業概要:
 - ① 医療通訳を配置
 - ② 外国人向け医療コーディネーターを配置
 - ③ 拠点病院機能の構築
- 周辺医療機関等から、医療通訳が必要な患者の紹介受入
- 周辺医療機関向けに、院内見学会・セミナー・勉強会等を開催

電話通訳

インターネット回線や通信技術を用いた通訳端末

1) 法務省、2) 日本政府観光局、3) 複数の医療機関から構成される法人 (病院団体・グループ、医師会等)、地方公共団体等